

(46) 八坂通からの「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」



●保全区域の範囲

凡例	区域の種類	区域の範囲
	視点場	建仁寺勅使門前の点Aから法観寺までの八坂通
	近景デザイン保全区域	建仁寺勅使門前の点Aから法観寺までの八坂通の境界線からの水平距離が20m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、八坂通から眺める「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」及び東山の山並みと八坂通沿道の歴史的な町並み等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定勾配屋根とすること。 ● 形状は、切妻平入とすること。 ● 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 塔屋を設けないこと。 ● 建築物等の各部は、「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」及び八坂通沿道の歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないとともに、八坂通の優れた通り景観を形成するものとする。
色彩		● 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、八坂通沿道の歴史的建造物との調和に配慮したものとする。
その他		● 「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

